

三足のわらじ―塚本重頼先生の思い出

弁護士

堤 淳一

□塚本重頼先生は大正二年七月二十四日、岐阜県に生まれ、平成四年四月十日に逝去された。行年七八歳であった。ご家族には八十歳までは元気で、それ以後も法曹界に盡力すると言っておられたそうで、その願いは達せられなかったとはいえ、そのご生涯は、裁判官、弁護士として法曹界で光彩を放ち、また学界においても碩学を謳われるという実に彩りの豊かなものであった。

□先生は昭和十一年三月に中央大学法学部を卒業、昭和十四年十二月、千葉地裁を振り出しに岐阜地裁を経て昭和十六年九月に東京地方裁判所判事（正確には「東京地方裁判所、刑事地方裁判所、同区裁判所判事」）に任ぜられ、刑事部（通常の刑事事件のほか、治安維持法、国家総動員法違反事件を取扱う思想部）に配属された。

次いで経済部に替ったが、昭和十八年十一月、胸の病を得て咯血された。このとき先生は米軍機による空襲の難を避けるためご家族を疎開させ、単身で東京に留まることとした。空襲の下での自宅療養（ご自宅は大倉山にあった）はさぞ大変だったことであろう。やがて軽快して登庁した刑事裁判所は巣鴨の東京拘置所内にあったという。

三月十日の大空襲では大審院の庁舎も罹災、炎上し、五月二十五日の空襲ではご自宅も灰燼に帰し

た。

そして終戦。二十年暮にご家族を疎開先から呼び戻し、船橋の仮寓に起居しておられたが、二十一年に区裁判所刑事部へ配転、次いで、民事地方裁判所へ移り、商事部へ配属された。

□GHQが日本の法制度改革に手を着け、裁判所もこれに協力することになった。先生は裁判実務のかたわら戸籍法、借地法、借家法の英訳を担当され、昭和二十二年四月からは裁判所の許可を得て中央大学法学部で英国不法行為法の講義を担当された。

昭和二十二年秋、まだ幼かったご長男を失ったこともひきがねとなって判事を辞し、二十二年十一月、東京弁護士会に入会した。判事として座業を続けることにやや意欲を欠き、さらに、アメリカ法の継受によって訴訟の進行の主導権は裁判所から弁護士へ移ると考えられたのが転身の理由であったという。

□弁護士登録と同時に先生は、丸ビルで開業しておられた故谷村唯一郎先生の門下に入り弁護士としてのスタートを切った。

当初は小さな刑事事件を専らにしたが、やがて「炭礦国管事件」（贈収賄事件で旧刑訴最後の事件）、「昭電事件」（贈賄事件。西尾末広代議士を弁護）、「二重煙突事件」（公文書偽造、背任等。民事事件もともに担当）、「テールプファイア事件」（保険募集取締法違反事件）、「海運疑獄事件」「武州鉄道事件」（特別背任等）や大阪のタクシー燃料に関する汚職事件等々、著名な事件を先輩知友と共に担当し、一躍売れっ子弁護士になった。

そうはいっても先生が取扱った事件は民事事件が圧倒的に多く、著名なものとしては「三島由紀夫「宴のあと」プライバシー侵害事件」、石油元売会社のカルテルに関する「灯油訴訟」（刑事事件ともに担当）、注射による被害の回復を請求する「筋短縮症事件」等々がある。私も先生の驥尾に付して、おしまいの二つの事件に参加することを許され、大いに勉強させていただいた。これらの著名な事件以外の民事事件は枚挙に遑がないことは申すまでもない。

□先生はこうした日々の弁護士業務のかたわら昭和二十六年中央大学法学部教授（昭和五十四年三月まで）となり、数々の学術著書、論文をのこされた。その学殖は故守谷善輝教授のもとで学んだ英米法によって培われ、労働法、アメリカ憲法、英米民事法分野で開花した。その成果である「英米不合法行為法要論」（上・下）（昭和二十七年、八年中大出版部）により、昭和三十三年には中央大学から法学博士号を授与された。

□先生はまた公益にも盡力され昭和三十七年には東京都地方労働委員会会長（昭和五十四年四月まで）、昭和四十三年には東京都最低賃金審議会会長（昭和五十四年四月まで）、昭和四十六年にはじん肺審議会会長（昭和五十三年一〇月まで）、昭和五十四年には中央労働基準審議会会長（昭和五十四年四月まで）を務め、昭和五十四年四月には最高裁判所判事に任ぜられ、国際法協会（IBA）やローエイシャ等の国際法律家団体にも寄与された。これらの功労を嘉賞せられ、先生は昭和四十五年には藍綬褒章を受賞し、昭和六十三年には勲一等瑞宝章に叙せられたのである。

□私は十九期の司法修習を了え、昭和四十二年に谷村・塚本法律事務所の門下生となり（当初、兄弟子

の菅沼隆志先生がおられた）、弁護士業務を初歩からご指導いただいたのであるが、菅沼先生が独立され、やがて谷村先生が逝かれた（昭和五十七年）。塚本先生は最高裁に入られたあと昭和五十六年に病を得られて任期途中で退官し、同年東京弁護士会に再登録され、そのあとは「塚本・堤法律事務所」と改称し、若い弁護士も次々に入所して今日に至っている（いまは堤総合法律事務所と改称）のであるが、私は塚本先生が亡くなるまで二十五年間、お側にあってその營咳に接した。

先生の思い出は数々あるけれども私は実務家に過ぎないから、先生の学問的業績については多くを言うことはできない。先生の弁護士としての生き方についてわずかに感想をのべることができるにとどまる。

□ラテン語であるが“Arguendo”という語がある。「議論のみちすじ」といった意味で、当該事件の事実関係を離れて「例えばこういう場合……」という、別の仮設的事例や挿話を引く形で弁論がなされるときや判決文の中でこうした形で法が説明されるときなどに、その部分を明らかにするために最初に用いる言葉である。アメリカの判決などで時折みかける。塚本先生はこの手の議論の方法が大そう好きであった。

例えば和解の場面で経営不振の会社の営業譲渡が議論の対象となったとしよう。一つの工場を分離するのであれば多くの場合営業の重要な一部の譲渡となるであろう。しかし一部門の分離だったかどうか？という場合に、「もし支店だったらどうなるか？」とか「これこれの事業所だったらどうなるか？」果ては「清算して残余財産を分配したら？」とまで考えを拡げ、例えば話を交えて選択肢を沢山出され、

それに対する検討を自らされたり、私に検討を命じたりされるのである。

こうすることによって当該営業譲渡に関する妥当な適用例の闕が判別できるのである。換言すると「営業譲渡」という概念を抽象的に頭の中で規定してこれに具体的事例をあてはめる、いわゆる演繹的論法とか三段論法という方法をまず最初にとられることはなかった。そして先生は“Arguendo”の結果、予め想定した法律構成が具体的事例にフィットしない場合には思索した論理構成を惜しげもなく捨てて、別の構成を生み出される名人であった。こうした思考方法は、難しい和解案件を屢々妥当な解決に導いた。そういえば先生は「めんどくさい和解で解決するのが一番良い」とよく言っておられたものである。

多分先生は、紛争の本身に分け入ってみると、そこには多くの利害が絡みあっており一つの座標では律しきれないものがある。そうすると紛争解決の方法は多座標軸の上にくくもあるのではないか。紛争解決の為に掲げる正義は一つに限ったものではない。こんな風にお考えではなかったかと思う。

□最高裁判所判事に就任された後のことであるが、或るとき先生は私に「いまの最高裁判事はこういう議論の仕方に慣れてなくてね」と言われたことがある。要は先生はドグマティッシュな思考方法を嫌っておられたのであると思う。別の言い方をすると先生の思考はいつも具体的妥当性、いわば落ち着いたのの良い解決策を求めておられたのである。それ故、三段論法的思考を得意とすると先生が評された他の裁判官との議論にはいくらか違和感をおぼえておられたようで、ご苦労もあったに違いない。

□後年—先生の晩年、名著である「不当労働行為の認定基準」（平成元年総合労働研究所）について話

をしていただいたことがある。何でも、先生の御著書は、学者間で引用される数が最も多いといううな話であった。たしかに、先生の御著書は博引傍証が豊富で、一つの分野に関する「事典」の趣きがある。他の学者が執筆されるときに必要箇所を引用するには極めて便利で実務に裨益するところが多い。そうしたアプローチをとる学者の宿命であろうか、「塚本説」といった色合いは比較的薄くなることになるのではないか。こんな生意気なことを申し上げたところ、先生は「そうなんだ。僕は我説を通すのが好きではない」と仰言った。

□このような先生の思考方法は多分に英米法的というか帰納的思索の態度に依るものと思われるが、それのみではなかったようにも思われる。おそらく先生が正義は一つでないと思われたのは、そのお人柄からして自説を押し通して他を圧服させるというよりも、多くの学説を綜合判断することによりご自身の思想を安定させたかったのではあるまいか。先生は本当は裁判官であり続けたいと願っておられたのではなからうかとも思う。

□先生は自らを誇ることが少なかった。最高裁を退く前、順天堂に入院しておられたときのことであるが、最高裁判所を辞められたことは残念ですが、推挙した弁護士はみんな先生の退任を惜しんでおられます、というようなことを私が申し上げたところ「君、人はそういうものじゃない。十人の人がいてその半分が自分を推してくれば以て瞑すべきなのだ」と仰言られたのには一寸した衝撃を覚えた。このような謙虚さが、紛争の解決や学問的態度にあらわれているではありませんかと申し上げたら叱られるであらうか。

いずれにせよ今となつては確かめる術はない。

□先生は頭の切り替えがまことにお上手であつた。常に異なる分野の研究テーマをいくつか抱えておられ、長年にわたつて並行して勉強をつづけることがおできになつたのもこの思考方法の然らしむところであつた。いまのようにパソコンがなかつた時代のことであるが、朝、事務所に来られるとき、前夜書かれたワラ半紙半分、ときには数枚に及ぶこともあつたが、とにかくちょっとした雑記のようなものを持参され、スタッフの女性に手渡す。その清書されたものを労働委員会の帰りなどに立ち寄られた際に自宅へ持ち帰られる。翌日もまたその翌日もそうされる。そうするうちこれが半月分位たまると一つのエッセイが出来上る。判例時報に長い間連載された英米法判例紹介はこのようにして出来上つたものである。そうしてさらに人によっては気の遠くなるような長い期間である十年後には、これが「英米民事法の研究」（昭和六十二年中大出版部）になつてまとめられる。前述の「不当労働行為の認定基準」も然り。先生の博士論文である「英国不法行為法要論」も、おそらくこのような方法で編まれたものであろう。先生の研究は最高裁判事を退かれた後もやむことはなかつた。

□この「同時並行的研究」は、先生の弁護士としての実務と、二十余年にわたる労働委員会への公共奉仕の、二足のわらじのうえになりたっている。先生はこの二足のわらじに「研究」を加えて「三足のわらじ」とよく言っておられた。先生のご研究が他の著書に屢々引用され、又実務家の実用に供されることが多いのは、研究を下支えする実務からのエキスが浸み渡っているからである。

□私のような凡人は先生を仰ぎながらしばしば考えたものである。「何故いつも勉強していることがで

きたのだろうか？」と。もちろん答は出ない。ただ、先生は時折趣味について人に尋ねられた際など「趣味は勉強」と言っておられた。こうしたことからうっすらと見えるのは、先生があふれるばかりの好奇心をお持ちであったということ、即ち知的なスタミナが強靱であったということである。

しかし、先生は身体的なスタミナを使い果たされ、逝きてはや九年の歳月が流れた。まだまだ先生にお教えを乞わなければならなかった鈍才の弟子としては先生のいくらか早いご逝去がいまだもって残念でないのである。

(平成十四年二月五日)

わが師、堂野達也先生を語る

東京弁護士会
阿部 三郎

中央大学法曹会五〇周年記念事業委員会（瀧澤国雄委員長）記念誌部会（中津靖夫部長）より、「記念誌として学員先人法曹の足跡をとりまとめ、後輩の今後の糧としたい。については堂野達也先生の足跡についてとりまとめたい」などの要請がありました。

これを受けて五〇周年を記念する行事として最も相応しい企画として即座に賛成し、早速与えられた紙面のオーバーを承知しながら私の知る限りの堂野先生像を描いてみました。

元東京弁護士会会長、中央大学理事長、日本弁護士連合会会長、中央大学学員会会長とご経歴の示すとおり、在野法曹会そして母校中央大学の要職を歴任され、なおかつ現在中央大学顧問としてご健在である堂野先生こそは私の最も尊敬して止まない弁護士のもので、そして母校中央大学とのかかわりにおける師匠です。

私は昭和二九年三月、司法研修所を終了、東京弁護士会に入会、その際勤務弁護士として入所したのが堂野先生の法律事務所でした。今でこそ堂野先生の門下生として数多くの弁護士が育っていますが、当時、私が勤務弁護士第一号でした。尤も先生の事務所では、現在南甲クラブで活躍中の日比野臣三郎氏が事務局長役を担当していたので、すべての門下生の一号は日比野氏で私が二号となります。

入所の契機は堂野先生の中央大学の学友、弁護士佐藤利雄先生のご紹介でした。実は、私は実務修習地が仙台でしたが、実務修習終了に当って、學員でもある仙台弁護士会、渡辺大司先生に「東京で開業したいので然るべき人をご紹介願いたい」とお願いをしたところ、「私の叔父佐藤利雄が東京で弁護士をしているので紹介しよう」ということで佐藤先生をご紹介されたのでした。

後期修習で東京に戻った際、早速佐藤先生を訪問して勤務弁護士としてのご指導を申し出たのでした。佐藤先生は、当時発足間もない日本弁護士連合会の二代目事務総長として、創設期の日弁連の業務に多忙な毎日をご過ごしておられました。そのため「阿部君、いま僕は日弁連の事務総長をしているので、終わったら君の指導に当たりたい。その間友人の堂野君のところに勤務することとしないさい」との助言でした。堂野先生は佐藤先生と共に中央大学「辞達学会」のメンバーでもあります。「辞達学会」は、かの有名な花井卓蔵先生が、論語の「辞達而止」から名付けられた中央大学でも有名な、そして多才な多くの人材を輩出している弁論部です。

私は日頃より、およそ人物を語るとき、その人物の育った学生時代がどんな時代であったか。青年として多感な時代の世相はどうであったかを抜きには語れないと考えております。こんな見方より先生の学生時代のことに思いをいたしてみました。

歴史を繙きますと、先生の学生時代であった昭和初期、金融恐慌で政財界、あげて大混乱を呈していた時期でした。工場閉鎖、労働者の大量首切り、失業者の増大、中小商工業の不振、農村における窮乏など民衆の生活は全く希望もなく、歴史的にもきわめて深刻なじだいでした。よく聞いた言葉ですが、

学生も「大学は出たけれども」とか、東北の農村の「娘身売り」などもこの時代のことです。

昭和二年秋、わが国最初の普通選挙法による地方議会の選挙が行われ、続いて昭和三年普通選挙法による第一回国会選挙が行われ、そのなかでわが国始めての無産政党が進出したのですが、国民の政治関心が無産者運動に対する理解となったことも無理からぬことでした。

そして、その年三月一日に第二次日本共産党検挙事件（三・一五事件）として千数百名が検挙され、これを契機として左翼陣営に対する弾圧が一層強化され、学生運動もその関連で変化を遂げるところとなったようです。

各大学においては、社会科学研究所属の学生が、学内自治権の獲得、学問研究の自由の確立、警察権力の学内浸入反対等をスローガンとしていたが、三・一五事件と共に、各大学の学生社会科学研究も解散させられ、その結果、活動的学生の活躍の場として、各大学とも弁論部に集結、結束するという現象が起きたといわれております。中央大学でも、その例外ではなかったとみられます。こんな世相に堂野先生、佐藤先生の辞達学会入りの動機というものがあったものとみられます。その頃、各大学の弁論部が弁論交流のため関東学生雄弁連盟を結成し、学生運動に対する弾圧に抗して、数次に亘って暴圧反対演説会が開かれたとのことでした。戦後、この関東学生雄弁連盟の下で活躍した有力メンバーが続々国会に進出されておりました。明治大学出身の元首相三木武夫氏、日本大学の渡辺惣蔵氏、日野吉夫氏、早稲田大学の佐藤観次郎氏、中央大学の弁護士伊藤五郎氏らです。

また戦後、これらの有志が「十五日会」と名付けて、年二、三回会合を重ねられたとのことですが、

有名な経済評論家三鬼陽之助氏らもその一人でありました。

その後、この交流関係が興味深いところで花が咲いたようです。三木武夫氏が首相の時代に、かの有名なロッキード事件の発生に伴い、首相の諮問機関としてロッキード事件再発防止懇談会が設置されましたが、在野法曹界より、三木首相のご指名で堂野先生と、柏木博日弁護士会のお二人がこの懇談会の委員になり活躍されたことです。

先生の学生時代の辞達精神こそが、後年の在野法曹として司法の独立、弁護士自治への思い、そしてまた大学役員としての大学自治の健全な発展に対する思いの原点ではないかと思われてなりません。

堂野先生の弁護士生活の中で、もう一つ忘れ得ない出来事として印象づけられたことは戦後の日本の司法改革であろうと推察されます。これらのことは戦時中の官憲の弁護士無視の在り方、とくに昭和一九年には大日本弁護士報国会の結成に伴い、東京弁護士会も勤労報国隊を結成し、汐留駅の滞貨整理、各電車区における電車の清掃等の国策協力の下、およそ弁護士業とはかけはなれた勤労作業などの現実の出来事は、先生から折に触れて伺ったことでありました。そうしたなかでの戦後の大改革であったからです。とくに弁護士会が、かねてより提唱していた弁護士自治の獲得と法曹一元論の具体化に向けた『きざし』のような斬新な人事のことです。法曹一元を指向して東京弁護士会より谷村唯一郎先生が最高裁判所判事、佐藤博先生が東京高等検察庁検事長、その他有力な方々が続々と任官されました。しかも谷村、佐藤両先生は共に堂野先生も所属されていた東京弁護士会の研究団体である「二一会」の先輩会員でもあり、特にご懇意にされておられただけに、新しい日本の司法における法曹一元の実現に向け、

一步踏み出したものとして受け止められたことと承知いたします。また、このことは感銘的なこととして弁護士自治の実現と共に私も先生より直接に伺ったことでもありました。

その後、昭和三十七年五月、内閣に設置された臨時司法制度調査会が、主として、(イ)法曹一元の制度に関する事項、(ロ)裁判官及び検察官の任用制度及び給与制度に関する事項について調査審議することになりましたが、残念ながら法曹一元制度づくりは棚上げとなり、以来、在野法曹と裁判所の対立関係が厳しくなったのでした。

このようなとき、先生は常に弁護士会は一致団結して熱意をもって裁判所に提言すべき場合は提言をしながら、ねばり強く理解を得るようにしなければならぬと申されていたものです。

先生が衆望を担われて日弁連会長になられたのは昭和四十九年度のことでした。当時、日弁連が当面していた問題は、先の臨司意見に基づく裁判所との対立関係のなかで、刑法全面改正阻止、民事調停法改正問題、参与判事補制度問題等であり、特に、同年五月二十九日法制審議会において決定された刑法全面改正案に対しては、日弁連は全力を挙げてこれを阻止するとの決議、宣言を採択し、全国的に阻止運動を展開されたのでした。時には正副会長を始め、刑法改正阻止実行委員会の委員ともども街頭に立ってビラ配り、時には示威運動に参加する等、それは日弁連始まって以来の行動力を伴う運動を展開したことなどでありました。

次いで昭和五二年度、日弁連の構造改革委員会の委員長に就任をされました。この委員会においては、日弁連の社会的評価を高め、そしてその実力を発揮するためには会長二年制を早急に実施し、その事業

の継続性と結実性を具体的に示すべきであるとして、これが実現に努力されたのでした。

その頃昭和五〇年度以降多年の懸案であった日弁連会長直接選挙制は、すでに実現されておりましたが、もう一つの任期二年制については、これに伴う有給制について配慮しなければならない問題もありましたが、堂野委員会は慎重審議の上、会長二年制を昭和五五年度より実施するのを相当とする答申を行い、その結果、会長二年制の実施は二年後の昭和五五年度より実現されることとなりました。

ところで、およそ弁護士会活動は多くの弁護士によって支えられておりますが、しかし、それは全く無報酬のボランティア活動であり、こうした弁護士による会活動がなければ会の存続はあり得ません。

そしてまた、それぞれの会員の会活動の場合、やはりそこには各人の基本的なバックボーンというものがあります。私が感じた堂野先生の会活動の理念は、やはり司法の独立と弁護士自治、そして日本弁護士連合会を中心とする弁護士、弁護士会活動の一層の強化ということにつきると感じております。

私は先生のこうした活動のあり方を先生の背中を見ながら学んできたつもりであります。それはまた、先生の事務所の勤務弁護士をした東京弁護士会の服部邦彦弁護士、矢田英一郎弁護士、或いは司法修習生であった小玉聡明弁護士をはじめとする多くの諸氏の共通の認識でもあります。

ところが先生の活躍の場は、在野法曹界だけではありません。先生は司法研修所の刑事弁護の教官もされております。その教官時代の司法修習生には、前検事総長北島敬介氏、元法務省官房長堀田力氏なども修習を受けたようですが、こうした法務檢察の有力な方でも、私どもと同じ認識であろうかと思えます。

一方先生は母校中央大学においても大きな足跡を残されました。昭和四八年二月より翌四九年二月まで、先生は中央大学の理事長の職にありました。

先生は、さらに昭和五八年四月故谷村唯一郎先生の後任として中央大学学員会会長に就任され、以来平成七年まで一五年間もの間、同会長を務められ、現在は名誉会長の職にあります。学員会長は全国四〇万人学員のトップの地位であるだけ、そのまとめ役として年間を通じて全国的に展開される学員会支部総会等に出席するための出張も多く、ご多忙そのものの役割を担われました。学員会長はその外にも理事長選任の問題、総長問題検討委員会等々、大学の重要な会議では必ずその編成上メンバーとなります。

また先生は評議員として期間も長かったのですが、この評議員会での会議上では、先生はよく教学側に対し「教授各位は、ぜひ論文を書き、日頃の研究成果を発表されたい。昨今の中大の教授各位の研究成果の発表が極めて少ないことは誠に遺憾である。大学の名声を高めるため絶対に必要なことだ。」と痛烈に批判を行いながら発言されていたことを今でも記憶しております。このような発言は学問の自由、大学の自治のこともあり、教学側に対し、学員の立場では容易にできることではないのですが、堂野先生の論理に立つご発言には教授各位よりも反論というものはありませんでした。

事務所における勤務弁護士時代に学んだ先生の事件に対する取組みの姿勢は、今でも弁護士業務はかくあるべきものとして、私は模範としております。それは、まず関係者の話をよく聞くこと。記録、資料は徹底して読み判例を調べること。そして、裁判上の書面は労をいとわず書くこと。この三点でした。

しかも書くことが早いのも先生の特徴です。日頃より担当事件のすべてを考えておられるからでしょう。若い弁護士諸氏も、このことはぜひするように心掛けられるべきことです。

さて、先生のご指導の賜がありますが、私も東京弁護士会会長、日本弁護士連合会会長を経て、現在中央大学理事長の職にあります。ほとんど先生と同じ路線を歩んできたような形となっております。

しかし、人間としての中身においては雲泥の隔たりそのものです。九十有余歳となられた先生が、現在でも、いかなる席において、しかも突然に発言を求められた場合でも、その場に適した立派なスピ―チをされるところに、人間の能力としての違いをいつも感じさせられております。

「師匠」に対しては、私は一生弟子でありますだけに、私の生涯を通じて学び続けなければならぬことです。そして、今後とも先生に及ぶものはないことが、私にとって幸せなことであると改めて痛感しております。

また、こんなこともありました。平成四年度私が日弁連会長であった頃、広島市で開催された春の定期総会の際、先生が在職六〇年の表彰を受けられたことがありました。先生は広島の会場までご出席を賜り、私に対し、「会長である君から表彰を受けることが嬉しいことだ」と話して下さいました。このお言葉を聞いて、私も親孝行ならぬ師匠孝行が出来た思いで感激したものでした。

本当にいつまでもご長寿であられるようお願い申し上げます。

野瀬高生先生を追悼する

小林 秀正

昭和六〇年七月七日の朝日新聞朝刊の神奈川版には、「温厚と硬骨を貫いた名判事の野瀬氏逝く」と野瀬高生元判事（昭和四七念定年退官、同年弁護士登録第二東京弁護士会所属）を讃える九段の記事が掲載された。退官後一二年も経った元裁判官の在任中の業績を、新聞がこのように大きく扱うこと自体大変珍しいことである。野瀬先生が人々から如何に親しまれ信頼されていた方であるかを物語っている。

野瀬先生は昭和一〇年一二月にわが真法会研究室に入会された大先輩である。私は実務修習地の横浜地方裁判所において、野瀬判事のもとに配属されて刑事裁判修習の指導をうけた。昭和三〇年の冬から翌年の春にかけてのことである。

先生は公判廷における訴訟指揮、証人尋問、判決書起案、判決言渡・説示のどの点を把えても刑事裁判官のお手本を示して下さった。そのうえ氣力が充実し勇気を極め、どんな些細な事実・法律問題についても熱心に研究される方であった。私は当時、先生を超える刑事裁判官には滅多に出会えないだろうと思った。現在もその氣持に変わりはない。

先生は亦、裁判官は全員が裁判を担当すべきであり、司法行政事務は裁判官以外の行政官に任じてよ

いとの論を常に展開された。従って司法行政事務のみを取扱う地方裁判所所長への栄転の話は全部お断りになった、と仄聞する。極論と批判もあるが、言行一致、先生の面目躍如を感じる。

そして多忙な裁判官生活の間に完成された「刑事判決書の実証的研究」は先生の実務研究の集大成とも言つてよいものであった。刑事判決書の研究に手を染めた学究や実務家は殆んどいなかった。そのため研究に当り拠るべき柱がなく、先生は全く独力でこの巨大な原始林に突入するという不安と労苦を痛感されたのであった。先生は著書の中で「漸くにしてこの密林中に一本のかぼそい道らしいものを切り開くことが出来た。」と謙虚に語っておられるが、事来三〇年、一本のか細い道は幹道に成長した。先生の苦難の跡が偲ばれる。

裁判官退官後は弁護士を登録（第二東京弁護士）され、そのかたわら神奈川県公安委員長などを務められた。

野瀬先生の葬儀は一〇〇〇名にも及ぶ会葬者により盛大に行われた。裁判所、弁護士会、神奈川県警、野瀬法律事務所、法曹俳句会、俳句浜の会など各界の知己友人が焼香のため長い列を作った。日弁連会長や友人代表の弔辞のあとで、野瀬先生に親しく指導をうけた法律実務家を代表して、私は年長の故をもって弔辞を捧呈し朗読させていただいた。

昨年夏、先生は喜寿を記念し「遠雷」と題した句集を出版された。二〇年に亘る数多くの作品のうちからご自身で四〇〇句を選ばれたという。その中には刑事裁判官の生活体験によるものが多い。師匠の今井つる女氏は序文の中で、先生の句には澄み切った目と優しさに満ちた心を感じると評されている。

先生は「恐らくこれが最初にして最後の句集となることでしょう。ただ私は、俳句とは客観を通じて情感に訴える詩だと理解しており、この句集にも下手ながらも、その心が滲み出るように心懸けた積りです。」の文章で句集を結んでおられる。

この言葉のうちに何事も曖昧には済まされない先生の生帳面な性格が表われている。矢張り野瀬先生は終生裁判官にふさわしい方であった。

過ぎた日の思い出は多いが、今は法泉院自照高生居士の戒名のもとに、鎌倉の名刹円覚寺の緑映える墓処に眠っておいでになる野瀬先生の御霊の永遠の平安をお祈りしたい。

追記。野瀬先生の奥様は書をよくされ「春梢」の雅号で活躍されて個展もお開きになると伺う。また三人のお子さんはお嬢さん方でいずれも活躍中の弁護士、裁判官に嫁がれて幸せに過されている。

（以上は、中央大学真法会より昭和六〇年十一月三日付にて発行された「真法」第二八号に掲載されたものを、中央大学真法ならびに執筆者の小林秀正先生の御承諾を得て掲載したものであります。なお転載にあたり執筆者によって一部加筆・修正等が行われております。）

花井卓蔵先生

丹羽 健介

「握手し給え、握手し給え」と花井君が二言いうと、幸徳と管野が無言で、各々右手をさしのばして、堅く強く握手し、管野の永い牢獄生活で蒼白くなった両頬がサッと紅を潮し、兩人の眼に涙が一杯になって将に溢れんとして、僅かに耐えている。」明治四三年二月二八日、大逆事件の午前の公判が終了し、死を覚悟した二人に幸徳の母の死を伝えた時の、息詰まるような大審院の法廷における光景を、後に専修大学総長となられた今村力三郎先生はこう記している。花井先生はすでにこのとき当代一流の弁護士であった。当時の国情から考えると大逆事件の弁護人になるということは相当の勇気を要することであつたであろうが、「刑法は人を罰するにあらずして、人を救うの法律なり」、「刑は刑なきを期す」を信念としていたので或いは自然であつたのかもしれない。先生の人間性あふれる場面である。

花井先生は明治元年六月一二日、広島県三原町に生まれ、明治二年七月一〇日、中央大学の前身英吉利法律学校を卒業し、明治三年一月一日代言人試験に合格した。

明治三四年の星亨暗殺事件で刑事弁護人としての名を高からしめ、野口男三郎人肉事件、日比谷焼打事件、日糖事件、シーメンス事件、樺太事件、京都豚箱事件、八幡製鉄所事件、満鉄事件をはじめ、明治、大正の政治的、社会的著名事件の多くを手がけ、「花井の前に花井なく、花井の後に花井なし」と

も、「弁護士といえば花井卓蔵、花井卓蔵といえば弁護士」ともいわれ、弁護士としての名声を不動のものにした。因に、日弁連発行の「弁護士百年」では「最も世に知られた弁護士」と書いている。

先生は精緻な法律論を展開しただけではなく、有名な言葉として伝わっている「法律に涙あり」を信念とし、加えて、華やかな中に漢学の素養をちりばめた弁論は、「花の弁論」と謳われ、法廷で聞くものは飽くことを知らないといわれた。傍聴人が弁論に酔い、思わず「うまい」と発して退廷させられたという逸話も残っている。

明治三十一年衆議院議員になり、大正七年には副議長となったが、大正十一年、貴族院議員に勅撰された。政治家としては一人一党主義を貫いていたが、およそ刑法に関する立法で関与しないものはない。とくに陪審法が実現したのは最も大きな功績である。大正一二年三月二日の貴族院では、午前一〇時に審議が開始され、後に総理となった反対派の若槻礼次郎議員と大論戦を行ない、審議が終ったのは午後一〇時であった。実に一二時間にわたった。陪審法は昭和三年一〇月一日施行され、今日、一〇月一日を法の日としているのはこの故である。陪審法は戦争のため、昭和一八年に停止されたが、今般、司法制度改革審議会は「裁判員制」という国民の司法参加制度を提案した。近く立法化され、再び国民の司法参加が実現されるが、先生のかつての努力があつてこそというものであらう。

先生は本学で講義をし、理事にもなり、本学発展のための努力を惜しまなかった。大正一四年岡野学長が亡くなられた時、法曹界、政界での活躍のみならず、法学博士の学位もあることから学長就任を懇請されたが、どうしても承知されなかった。又、田中義一内閣の司法大臣に要請された時も、天皇の侍

講に推薦された時も、受けなかった。そして、いずれの場合も他の人を推薦している。生き方の哲学がそうさせたものと思われる。

昭和四年に弁護士登録を取消し引退された。取扱い件数は一万件といわれている。これまでの記録を「訟庭論草」として一〇〇巻の刊行を考えていたが、八巻が出たところで昭和六年二月三日惜しくも亡くなられた。

先生の事務所には二〇人を越える門下の弁護士が出入りしており、御飯と味噌汁と御新香という簡素な昼食をともにしていたことから、「同鍋会」と称した。和田堀の墓所には「同鍋会」と刻んだ灯籠二基が立っている。先生は情に厚く門下生を引き立てるのによく心していたが、次の二つの教を残している。弁護士は辞任してはいけないこと、葬儀には必ず行くことである。

私は昭和四三年弁護士登録の頃、直弟子のすでに大家となられていた先生方が、「大花井先生」と尊敬の念をもって話されていたことを憶えている。

（花井卓蔵先生についてはこれまで沢山の方が書かれておりますので参考にさせていただきました）

不屈の生涯

林百郎の思い出

山崎 哲

一、標題の「不屈の生涯」は平成四年六月一日、急逝した林百郎を偲んで、林百郎先生追悼集刊行委員会（代表木島日出夫先生）が刊行した林百郎追悼集の標題です。

二、百郎先生は明治四五年（一九一二年）長野県岡谷市で郵便局長の五男として生まれ、諏訪中学、旧制松本高校へと進みました。

高校三年生であった昭和八年（一九三三年）百郎先生は治安維持法の容疑で逮捕・勾留・起訴され予審を経て裁判にかけられました。

百郎先生は「未決勾留中、将来どのような生き方をしたら良いかを真剣に考え、他からの強制を受けることのない自由な職業として、又、不当な弾圧を受け、治安維持法の犠牲となった人々を弁護する必要を考え、弁護士になる決意をした。」と語っておりました。

懲役二年、執行猶予四年の判決が言渡された後、百郎先生は弁護士の道を目指し上京し、江橋活郎法律事務所に書生として住み込み、朝な夕なの拭き掃除から江橋弁護士の実務の手伝いをし、そのか

たわら中央大学法律専門部に進みました。

文字通りの苦勞の末、昭和一四年（一九三九年）在学中に高等文官司法科試験に合格し、昭和一六年、中央大学卒業とともに江橋法律事務所にて弁護士としての活動を開始致しました（第二東京弁護士会に所屬）。

百郎先生は「夜眠くなって勉強に身が入らないときは、足を水の入ったバケツに入れ、頭に氷を乗せて六法全書と取っ組んだ」と語っておりました。

百郎先生は、昭和二三年長野弁護士会に登録を替え、隣の長野県岡谷市に百郎先生法律事務所を開設しました。

三、百郎先生は、戦後の再審事件の突破口となる長野県茅野市の放火事件の再審開始決定を昭和三五年勝ち取ったり（同事件は無罪判決となる）、全国的にも注目された辰野事件では、二〇年に亘る法廷活動の末、全員無罪の判決を得ました。

四、他方、百郎先生は、昭和二三年三四歳の若さで衆議院議院に初当選して以来、選挙戦九勝七敗という戦績の末、昭和六一年（一九八六年）には、日本共産党初の衆議院で、在職二五年の表彰を受け、掲額されました。

五、百郎先生は、平成四年六月一日、波瀾万丈の八〇年の生涯を瞬時にして閉じられました。

百郎先生は、衆議院議員九期二五年在職弁護士在職五〇年を数え、その間数々の実績・功績を残されてきました。

私は、縁あって昭和五八年（一九八三年）百郎先生の末娘と結婚し、百郎先生とは岳父・娘婿という関係となりました。

とかく岳父を「お義父さん」と面と向かって呼ぶことは婿にとって勇気（？）がいることとお思っております。

しかし、私の場合、百郎先生は代議士であり、弁護士であったため、いつも百郎先生を「先生」と呼ぶことで事なきを得ました。

当時、百郎先生は、歳も七一歳であり、私のことを「哲ちゃん」と呼んでくれ、弁護士のあり方を優しく諭してくれました。

百郎先生がいつも口ずさんでいた座右の銘は「初心不可忘」でした。

私自身、三件程、百郎先生の担当事件をお手伝いする機会に恵まれました。

百郎先生は、既に七二歳を過ぎてはありましたが、受任の際の聞き取りの様子を拝見しておりますと、百郎先生は几帳面にメモをとり、依頼者の要望する事項をこまめに聴取しておられました。困った人に優しく接し、依頼者・相談者が安心して家に帰れるよう配慮しておられました。

六、私自身、百郎先生と同県人ということも有り、先生の名声は中学生時代からうかがっておりました。百郎先生は「百さ」と慕われておりましたが、私からみて百郎先生は正に親しみを感じさせ、人を牽き付ける魅力が有りました。

不正義に対する激しい怒り、何ものにも負けぬ不屈の精神の持ち主とうたわれた百郎先生も野球は巨人、好きなテレビ番組は水戸黄門でした。

七、なお、この場を借りて百郎先生の長男豊太郎弁護士（中央大学真法会会員）は、百郎先生の没後まもなくの一〇月、突然ご逝去されましたことをつけ加えさせていただきます。

圓山田作先生のこと

弁護士

紺野 稔

圓山先生は、明治二九年二月一三日に長野県飯田市で生まれて、当地で幼少期を過ごされましたが、青雲の志を抱いていた先生は小学校五年を過ぎると上京し、乾物屋の小僧をするかたわら、夜間の中学で学び、中央大学の夜間部に入学して学んだ後、弁護士試験に合格して、大正一〇年一月に弁護士登録を果たされ、後に昭和三八年四月日本弁護士連合会会長に選ばれた立志伝中の人であります。

人生の辛酸をなめるという言葉がありますが、幼い時期に辛く厳しいことを体験された先生は、厳しい反面、心の底に社会の不条理に対する激しい憤りを秘めておられたと思います。その一つの現れは、先生が日弁連人権擁護委員会の委員長を引き受け、「昭和の岩窟王」と称された吉田石松氏の冤罪を晴らすために奔走された再審の弁護活動であります。

この事件は、アレクサンドル・デュマの「岩窟王」になぞらえて、第一審の判決後五〇年間にわたる法廷闘争の結果、被告人が無罪となった事件で、当時重大な関心の寄せられた再審事件でした。

この事件の概略は、大正二年八月、現在の名古屋市千種区で繭証人が殺害されて現金が奪われたという事件で、翌日逮捕された二人の供述により吉田石松氏が主犯として逮捕されました。吉田さんは一貫して犯行を否認し続けましたが、第一審では死刑判決が言渡され、控訴した名古屋控訴院で無期懲役に

減刑され、仮出獄後五〇年間にわたって冤罪として無罪を訴え続けた吉田氏に日弁連が立ち上がりました。そして、昭和三五年、日弁連人権擁護委員会の尽力によるアリバイ証人の証言が決め手となって再審開始が決定され、翌年五回目の再審が認められ、昭和三八年二月二八日、名古屋高裁は無罪判決を言渡しました。

先生は、日弁連弁護団長としてこの事件を引き受けられ、吉田岩窟王の無罪を勝ち取ったものであります。この判決の日が先生が日弁連の会長に当選された日でもありました。

また先生は、民事事件で弁護士費用を支払うことが困難な依頼者に費用の立替を行う財団法人法律扶助協会の活動にも力を入れ、弁護士活動が広く社会に浸透することに尽力されました。

宮田光秀先生のご足跡

弁護士 米林 和吉

一 先生は、明治四三年一〇月八日、三重県桑名市に生れ、地元の城南小学校、富田中学（現在県立四日市高校）から中央大学へ進まれ専門部法律科を昭和八年に卒業、同一二年一月に高文司法科試験に合格され、同一三年五月司法官試補、一六年六月検事任官、同年一〇月に依願免官して翌一月に弁護士登録し第一東京弁護士会に入会されました。

先生は松岡家の次男にお生まれになりましたが、伯母方の姓を守るため幼い頃宮田の姓を継がれたとの由で、小、中学を通じて成績優秀であったことは無論ですが、中学では水泳部の主将やストライキのリーダーを務められたと伺っております。

司法官試補は横浜、検事は富山でそれぞれされた後、原嘉道先生の弟子の三重県出身バリスターで先生とは遠戚関係にあたる伊藤重次先生の事務所に入られました。

二 先生は、弁護士会においては、昭和四〇年第一東京弁護士会副会長、同四二年日弁連事務総長、同四四年同常務理事、同四九年第一東京弁護士会会長、日弁連副会長、同五二年日弁連会長、同五六年

再度日弁連会長、等を歴任され、また母校中央大学においては、昭和四四年評議員、同四七年監事、同五三年理事、同五八年学員会副会長、同六二年評議員会議長、等を歴任されました。

先生は、昭和四二年度の大山菊治日弁連会長の際の事務総長として日弁連の裏方を切り盛りされた後、昭和四九年度一弁会長・日弁連副会長を経て、昭和五二年度の日弁連会長に立候補、大阪の北尻得五郎先生と会長直接選挙制施行以来初めての直接選挙の激烈な戦いを経てこれに就任され、更に昭和五六年には、時の日弁連会長である一弁出身の谷川八郎先生が病気で倒れられ退任された補欠として、会長に再度就任されたのでした。

日弁連会長時代の先生の業績のうち高く評価されたのは、交通事故裁定センター問題、いわゆる弁抜き法案問題への対応や業務対策委員会の新設、等でした。

なお、先生の弁護士としての最大のお仕事は、昭和六〇年八月から平成二年一〇月のご逝去の時まで携わられた三光汽船(株)の会社更生事件であったかと思われます。

三 先生はまさしく、外柔内剛の人、不屈不撓の人でした。いつも柔和な表情とやさしい声と悠然飄々たる風情は持しながら、決してひるまず、屈せず、粘り強く、当面の課題と困難に立ち向かう方でした。

また、ゴルフをこよなく愛され、仕事と同格の努力目標に据えて精進された方でした。

私は勤務弁護士として一八年半の間先生にお仕えた者ですが、ご逝去後一一年経っても、なにかにつけて、先生の人間の大きさと偉さが思い出されます。

「偉大な指導者」向江璋悦先生のこと

中央大学真法会・弁護士

多田 武

中央大学真法会研究室の中興の祖と言われ、「司法試験の神様」と謳われた先生は、明治四三年二月一九日石川県羽咋で、当時五反百姓という名前で表現された貧しい農家の次男として生誕されました。父を一歳半の時事故で失い、以後気丈な母の手で育てられました。先生の回顧録によれば、幼少時代は発育も悪く、虚弱であったそうですが、とりわけ小学校二年生の冬、あまりの大雪に気後れして学校に行こうとしなかった先生を、母は学校までの一キロ半の道を裸足で先生を背負って送り届けるなどし、その母の意地と愛情がともすれば挫けがちな先生の心の支えであったと述懐されています。

小学校を卒業するとすぐ一二歳で大阪へ奉公に出て、朝六時から夜中の一二時まで酷使されたそうです。そのような境遇になっても、先生の向学心は決して衰えることなく、先生は働きながら中学に通い、旧制高校・大学予科の受験資格を得、中学四年を終え上京、昭和六年本学専門部夜間部に入學され、昭和九年九月の真法会研究室創立に参加（創立者には故坂本泰良社会党代議士・中大教授、故稲葉修文部・法務大臣、中大教授らがいた。）し、翌一〇年高等文官試験司法科試験に合格、一一年検事に任官され

ました。昭和二〇年東京地検検事を退官、弁護士となり、本格的に後輩の指導に情熱をそがれるようになりました。

先生は、「門閥・学閥の未だ払拭されない各界・各層において、これらと関係なく人間の實力を公平にみることでできる司法試験に対して、私は大きな魅力を感じる。私はこの試験のとりこになったのである。それと同時にこの司法試験の良さを後進の法曹志望者に伝え、立派な法曹を育成しようと思った。」といつも言われておりました。とくに赤門に対抗し、白門をこよなく愛され、その母校愛は素晴らしいものでありました。司法試験法の改正に関連して受験回数制限・受験年齢制限などが議論された時には、先生は働きながら法曹を目指している者から資格取得の道を永遠に奪うものであり、国公立大学偏重の意図を持つ改正案だと強硬に反対し、改正を阻止されました。

先生は、研究室員に対して、常に「嚴父」の精神で接され、厳しい指導をされてこられました。しかし、先生の心の底にはいつも愛情溢れる「慈母」の優しさがありました。私達はいつも先生に反発していましたが、大きな心でわがままな私達を見守って下さったように思います。

先生の指導方針「向江三原則」（權利を主張する前に義務を履行せよ。根性を持て。筋を通せ。）や「原点に還れ」「何故か何故かの理論」などは、いつの世でも変わらない普遍の原理です。また、先生は学内の反対をものともせず昭和二六年真法会の答案練習会を他大学の学生にも開放され、「学問に国境はない」「真法会で学んだ者は中央大学の門をくぐった者だ」と自らの意思を貫かれました。この答案練習会から多くの法曹が巣立ち、それが中大法曹会のみならず、中央大学の発展に大きな力となりました。

た。私達は先生のお言葉をいまでも「向江語録」として大切にし、これを肝に銘じて後輩の指導・育成の指針としております。

ともすれば、先生を語るとき、どうしても司法試験の面での業績に目がいきますが、先生は刑事弁護の第一人者でした。戦後発生した多数の疑獄事件（陸運局汚職・昭和電工疑獄事件・武州鉄道事件・森脇大橋事件・共和精糖事件・橋梁献金事件など）を手掛け、無罪判決も多数獲得されました。先生の妥協を許さない厳しい法廷活動には鬼気迫るものがあり、沢山のエピソードが残っています。

また、学者としても「死刑廃止論の研究」で法学博士の学位を取られ、母校中央大学法学部で長年にわたり講師として「刑事演習」を担当されました。先生は学部時代、当時大審院判事・中央大学講師草野豹一郎先生に魅せられ、刑事法学者を志されていましたが、在学中に司法試験に合格されたため、法曹実務家に進まれることになりました。もし試験に合格されなかったならば、どんな刑事法学者が誕生していたでしょうか。先生の学位論文も長年にわたる講師生活も先生の学問への情熱がしからしめたものと思います。

指導者として、法曹として、学者として先生は、稀にみる存在感のある偉大な先輩でありました。先生の教えは真法会員の精神的支柱として脈々と生き続けます。合掌。

（昭和五五年三月没・享年七〇歳）。

